

審査の結果の要旨

氏名 中島 範宏

本研究は、診療関連死死因究明制度の創設を前に、①医師およびリスクマネージャー（病棟のセーフティマネージャーも含む）は診療関連死の死因究明を行う第三者機関に対してどのような役割を求めているのか、②リスクマネージャーについては診療関連死発生時にどのような対応意識を有しているのか、③リスクマネージャーの対応意識にはどのような要因が影響を与えているのか、の3点について明らかにすることを目的として国立病院機構加盟病院に勤務する医師とリスクマネージャーを対象としたアンケート調査を実施し、以下の結果を得ている。

1. 第三者機関に求める役割

医師およびリスクマネージャーにおいては、第三者機関について「公平で、専門的な死因究明と医療評価を望み、その評価を事故予防に利用したい」と考えている者が多い傾向にあった。

2. リスクマネージャーの診療関連死発生時の対応意識

リスクマネージャーの診療関連死発生時の対応意識については、遺族が死因に納得していなければ第三者機関への届出を提案するという回答が多く、遺族が死因に納得していれば担当医師の判断に任せるという回答が多かった。医師のリスクマネージャーは解剖を行うことを前提とした回答が多いが、看護師のリスクマネージャーは担当医の判断に任せる回答が多く、診療関連死発生時の対応意識に職種による差がみられた。

3. リスクマネージャーの対応意識に影響を与える要因

リスクマネージャーの第三者への届出（提案）意識に関する影響要因として、医療ミスが確実な場合には、経験年数が多いこと、遺族への情報開示に期待していることが届出のプラス要因となり、職種（医師ではないこと）がマイナス要因となっていた。また、遺族が死因に納得していない場合には、経験年数が多いこと、遺族への情報開示に対して期待していることが届出のプラス要因となり、院内で解決できると考えていることがマイナス要因になっていた。一方、遺族が死因に納得している場合には、対人ストレスの少ないことが届出のマイナス要因となっていることが示唆された。

以上の結果から、本論文では、新たな診療関連死死因究明制度は、「公平性」、「専門性」、「医療安全に資する情報のフィードバック機能」という3つの要件を満たす必要があることを指摘している。また、診療関連死の死因究明に対する医療者の意識に着目し、新制度下ではリスクマネージャーの院内における活躍が期待されているものの、その期待に応えられる意識を有するリスクマネージャーは多くないことを示唆している。これらの問題に対処するため、①客観的な届出基準・情報利用法の明確化、②届出を行いやすい院内環境の整備、③リスクマネージャーへの権限付与、④リスクマネージャーの役割の明確化、の4点を診療関連死死因究明制度の運用上の課題としている。

本研究は、医師およびリスクマネージャーを対象とした診療関連死死因究明制度に関する大規模な意識調査を行って、特にリスクマネージャーの診療関連死発生時の対応意識の影響要因を初めて明らかにするなどの成果を得ている。今後の診療関連死死因究明制度の整備に対して重要な貢献をなすと考えられ、学位の授与に値するものと考えられる。